

○岩国市英語交流センター条例施行規則

令和4年2月15日教育委員会規則第17号

岩国市英語交流センター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、岩国市英語交流センター条例（令和3年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の手続）

第2条 条例第6条第1項の規定により岩国市英語交流センター（以下「センター」という。）のセミナースペース（以下「スペース」という。）の利用の許可を受けようとする者は、岩国市英語交流センター利用（変更）許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合で、センターの管理運営上支障がないときは、この限りでない。

2 前項の申請書は、利用の日の3か月前からこれを受け付ける。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（利用の許可）

第3条 教育委員会は、スペースの利用の許可をしたときは、岩国市英語交流センター利用（変更）許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。利用許可事項を変更するときも、同様とする。

（利用許可の順位）

第4条 利用の許可の順位は、申請順によるものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（許可書の提示）

第5条 利用者は、スペースを利用するときは、許可書を携帯し、職員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

（利用時間）

第6条 スペースの利用時間は、利用許可を受けた時間内とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

（特別の設備）

第7条 利用者は、条例第9条の規定による許可を受けようとするときは、その内容を記載した仕様書を申請書に添付しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による許可をしたときは、許可書にその旨を表示する。

（利用の取消し）

第8条 利用者は、スペースの利用を取り消そうとするときは、岩国市英語交流センター利用取消申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、利用の許可を取り消したときは、岩国市英語交流センター利用取消承認通知書（様式第4号）を交付する。

（利用者及び入場者の遵守事項）

第9条 利用者及び入場者がセンターを利用するときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）許可を受けないで物品の販売又は展示をしないこと。
- （2）所定の場所以外で火気の使用、飲食又は喫煙をしないこと。
- （3）許可を受けないでセンター内に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- （4）許可を受けないで設備又は備品を利用しないこと。
- （5）許可を受けないで設備、器具等を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- （6）所定の場所以外に出入りしないこと。
- （7）入場人員は、施設に収容し得る定員を超えないこと。
- （8）利用後の清掃及び整頓については、職員の指示に従うこと。
- （9）前各号に掲げるもののほか、他人の迷惑となるような行為をしないこと。

（損傷及び滅失の届出）

第10条 利用者は、センターの施設、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに損傷・滅失届（様式第5号）により教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

（利用後の点検）

第11条 利用者は、スペースの利用が終わったときは、整理清掃し、直ちにその旨を職員に申し出て点検を受けなければならない。

（読替え）

第12条 条例第16条の規定により指定管理者による管理を行うときは、第2条から第4条まで、第8条及び第10条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年3月26日から施行する。

（準備行為）

2 センターの利用に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

年 月 日

(宛先)
岩国市教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

岩国市英語交流センター利用（変更）許可申請書

岩国市英語交流センターのセミナースペースを利用（変更）したいので、岩国市英語交流センター条例第6条第1項及び同条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 利用の目的及び 内容	※利用内容が確認できるものを添付してください。
2 利用日時	年 月 日 曜日 時から 時まで
3 設備又は備品の 利用	
4 特別の設備	

(※市記入欄)

基本使用料	減免額	合計
円	円	円

本件責任者氏名
本件担当者氏名
連絡先

許可番号 第 号
年 月 日

様

岩国市教育委員会

岩国市英語交流センター利用（変更）許可書

次のとおり利用（変更）を許可します。

1 利用の目的 及び内容	
2 利用日時	年 月 日 曜日 時から 時まで
3 設備又は備 品の利用	
4 特別の設備	

施設使用料

基本使用料	減免額	合計
円	円	円

許可の条件

年 月 日

(宛先)
岩国市教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

岩国市英語交流センター利用取消申請書

岩国市英語交流センター条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり岩国市英語交流センターの利用の取消しを申請します。

- 1 許可年月日 年 月 日
- 2 許可番号 第 号
- 3 利用の目的
- 4 利用日時 年 月 日 曜日 時から 時まで
- 5 既納使用料 円
- 6 理由

本件責任者氏名
本件担当者氏名
連絡先

年 月 日

様

岩国市教育委員会

岩国市英語交流センター利用取消承認通知書

年 月 日付けで申請のあった岩国市英語交流センターの利用の取消しについて承認したので通知します。

なお、既納使用料の領収書を持参の上、使用料の還付手続を行ってください。

- 1 許可年月日
- 年 月 日
- 2 許可番号
- 第 号
- 3 利用の目的
-
- 4 利用日時
- 年 月 日 曜日
- 時から
- 時まで
- 5 既納使用料
- 円
- 6 理由
-

年 月 日

(宛先)
岩国市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

損傷・滅失届

次のとおり岩国市英語交流センターの施設、設備、器具等を損傷・滅失しましたので、次のとおり届け出ます。

つきましては、岩国市英語交流センター条例第14条の規定により、損害を賠償します。

損傷又は滅失した日時	損傷箇所又は滅失物件	数量	損傷又は滅失の内容
※指示事項			

※印は記入しないでください。

本件責任者氏名
本件担当者氏名
連絡先